

妊 娠 ・ 出 産 に 関 す る 両 立 支 援 制 度（概要）
妊娠・出産に関する女性職員の健康・安全・福祉制度（概要）
（常勤職員・非常勤職員）

【休暇制度】

	概 要	期間・日数
出生サポート休暇 （男性職員・女性職員） （注 1）	不妊治療に係る通院等のための休暇 [人事院規則15—14第22条第 1 項第 5 号の 2、 人事院規則15—15第 4 条第 1 項第 9 号]	年 5 日（体外受精及び顕微授精に係る通院等の場合は更に 5 日加算）（注 2）
産前休暇 （女性職員のみ）	6 週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定である場合の休暇 [人事院規則15—14第22条第 1 項第 6 号、 人事院規則15—15第 4 条第 1 項第10号、 人事院規則10— 7 第 8 条]	出産の日まで
産後休暇 （女性職員のみ）	出産した場合の休暇 [人事院規則15—14第22条第 1 項第 7 号、 人事院規則15—15第 4 条第 1 項第11号、 人事院規則10— 7 第 9 条]	出産の日後 8 週間まで
配偶者出産休暇 （男性職員のみ） （注 1）	妻の出産に係る入退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のための休暇 [人事院規則15—14第22条第 1 項第 9 号、 人事院規則15—15第 4 条第 1 項第12号]	2 日（出産に係る入院等の日から出産の日後 2 週間まで）
育児参加のための休暇 （男性職員のみ） （注 1）	妻が出産する場合に子を養育するための休暇 [人事院規則15—14第22条第 1 項第10号、 人事院規則15—15第 4 条第 1 項第13号]	5 日（妻の産前期間から出産日以後 1 年までの期間）（小学校就学前まで）
妊産疾病休暇 （女性職員のみ）	女性の非常勤職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための休暇（注 3） [人事院規則15—15第 4 条第 2 項第 7 号]	必要と認められる期間

（注 1）非常勤職員について、「出生サポート休暇」、「配偶者出産休暇」及び「育児参加のための休暇」は、勤務日が週 3 日以上又は年 121 日以上であることを満たす職員が対象。

（注 2）非常勤職員の場合は、1 年度において 5 日（体外受精及び顕微授精に係る通院等の場合は更に 5 日加算）。

（注 3）女性の常勤職員は、病気休暇を使用することができる。
また、女性の非常勤職員は、私傷病休暇を使用することもできる。

【勤務する時間を短くする制度】

	概 要	期間・日数
健康診査・保健指導のための職務専念義務の免除 (女性職員のみ)	妊産婦である女性職員(注4)が健康診査又は保健指導を受けるため勤務しないこと(1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間) [人事院規則10—7第5条]	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回
休息・補食のための職務専念義務の免除 (女性職員のみ)	妊娠中の女性職員が適宜休息し、又は補食するため勤務しないこと(始業時、終業時等に連続しない時間帯で必要とされる時間) [人事院規則10—7第6条第2項]	制限なし(健康診査・保健指導に基づく指導事項により判断)
通勤緩和のための職務専念義務の免除 (女性職員のみ)	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため勤務しないこと(始業時又は終業時に1日1時間以内) [人事院規則10—7第7条]	制限なし(健康診査・保健指導に基づく指導事項により判断)

【勤務時間帯を変更する制度】

	概 要	期間・日数
フレックスタイム制 (常勤職員及び期間業務職員)	総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること(土日のほかに週1日勤務しない日を設定することも可) [勤務時間法第6条第3項、人事院規則15—15第2条第2項]	制限なし
休憩時間の短縮 (女性職員のみ)	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため、職場にいる時間を短くできるよう休憩時間を短縮すること [「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」(平成6年職職—328)第6の第3項(3)ウ、 「人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について」(平成6年職職—329)第2条関係第2項]	制限なし(保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断)

【深夜勤務・時間外勤務を制限する制度】

	概 要	期間・日数
深夜勤務・時間外勤務の制限	妊産婦である女性職員(注4)に深夜勤務(午後10時～午前5時)又は正規の勤務時間等	制限なし

(女性職員のみ)	以外の時間における勤務をさせないこと [人事院規則10—7第4条]	
----------	--------------------------------------	--

【就業を制限する制度等】

	概 要	期間・日数
危険有害業務の就業制限 (女性職員のみ)	女性職員を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないこと [人事院規則10—7第3条]	常時（産後1年を経過しない女子職員は、一部の業務の制限について申出が必要）
業務軽減 (女性職員のみ)	妊産婦である女性職員（注4）の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせること [人事院規則10—7第6条第1項]	制限なし（保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断）

（注4）「妊産婦である女性職員」とは、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員をいう。